

鳥取県告示第 51 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 19 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町下野字中弥キ269、269の1、字財ノ木谷270から272まで、272の1、273、274、274の1、275から278まで、1475から1477まで、1481から1485まで、1486の1、1486の2、1487、字畑ヶ谷口325、326、326の1、326の2、327、327の1、328、字畑ヶ谷329の1、1471から1474まで、字大谷空山431、431の1、1349から1354まで、1355の1、1355の2、1356から1358まで、字桃ヶ谷下側433の1、434から436まで、438の1、438の2、441、1387から1389まで、1391の1、1391の2、1392、1393、1393の1から1393の4まで、1393の6、1394、1395の4、字手尾谷西側口分949、字手尾谷西側奥分950、950の1、950の3、951から953まで、953の1、954から961まで、963、964、966から969まで、字手尾谷奥詰110の1、970から972まで、972の1、972の2、974、975の1から975の3まで、976から978まで、字手尾谷東側奥分979から986まで、986の1、987から989まで、990の1、990の2、991から994まで、994の1、字手尾谷東側口分995から1003まで、1005、字檜ヶ市平1010、1011、1013、1014、字尾手見谷西側口分1016から1018まで、字尾手見谷西側奥分1019、字尾手見谷東側奥分1020から1024まで、1024の1、1025から1027まで、字大倉谷西側口分1028の1から1028の3まで、1029、字大倉谷西側中分1031、1031の1、1032から1034まで、字大倉谷西側奥分1035から1037まで、1038の1、1038の2、1039、字大倉谷奥詰153の3、153の4、153の6から153の8まで、1040、1041、1043から1049まで、1053から1057まで、1059、1060の1、1060の2、1061から1066まで、1068から1070まで、字大倉谷東側中分1071から1078まで、字井手谷西側口分1087から1093まで、1093の1、字井手谷西側奥谷500の7、500の11から500の13まで、1094、1095の2、1096、字井手谷丸尾500の5、500の8から500の10まで、500の14から500の17まで、1098から1105まで、1107、字澤ヶ谷1108、1110、1111、1113、字カラホホ1114から1118まで、字西小谷平1119、1121、1122、字西小谷1123、1123の1、字円護谷西側1124、1125、1125の1、1126、1127、1127の1、1128から1131まで、字琵琶ヶ谷1132の1、1132の2、1133から1136まで、1138から1140まで、字和見谷西側口分1141の1、1141の2、1142、1142の1、1143の1、1144から1146まで、字和見谷西側奥分1147から1150まで、1150の1、1151から1154まで、字和見谷鳥ヶ巢1155、1155の1、1156、1157、1157の1、1158、1158の1、1159、1159の1、1159の2、1160、1161、1161の1、1161の2、1162、字水目谷口下側1163、1164、1164の1、1165、1166、1166の1、1167、1167の1、1168、1169、字水目谷760、1173、1174、1174の1、1175、1176、1176の1、1177の1から1177の3まで、1178から1180まで、1182、1182の1、1183、字水目谷上平1171の1、1171の3、1184、1186から1188まで、字和見谷奥笹尾谷1189から1191まで、1191の1、1192から1194まで、字和見谷奥笹尾谷上ミ平1195、1196、1197の1から1197の3まで、1198の1、1198の3、1198の4、字和見谷奥葵谷1200の1、1200の2、1201、1202、字和見谷奥右ノ谷1203、字和見谷宇瀧1204、字和見谷奥日ノ平1205、1205の1、1206、1207、1207の1、1208から1210まで、字サカヲトシ1211、1212、1212の1、1214、1215、1215の1、字茗荷谷765、765の1、766、766の1、767、767の1、1220、1221、1221の1、1222から1224まで、字舟谷奥分1225、1225の1から1225の4まで、1226、1226の1、1227、1227の1、1228から1230まで、字棚田1231、1232の1から1232の3まで、1233、1234の1、1235、1236の1、1236の2、字寺ノ谷1251、1252、1254、字夏切1255から1258まで、1258の1、1259、1260、1262から1264まで、字下小谷1265から1267まで、字金岩1268、1269の1、1270の1、1271、1272、字上野谷上側口分1278の1、1279、1280の1、1280の2、字上野谷上側中分1281から1284まで、1286の1、1287から1290まで、字上野谷奥分1291、1292、1292の1、1293から1298まで、1298の1、字イラサコ1299から1303まで、1304の1、1305、1307、字上野谷下側中分1308の1、1309から1311まで、字上野谷下側口分1312、1313、1316、1317、字上江野1321、1323、1325から1327まで、字大谷上平口分1335の1、1335の2、1336、1338の1、1339の1、1340

の1、1341の1、1342の1、字大谷上側1343、1344、1344の1、1345から1348まで、字瀧ヶ谷奥分1359、1360、字瀧ヶ谷空山1361、1362、字瀧ヶ谷中尾1363から1369まで、1369の1、字瀧ヶ谷中尾下側奥分1370、1371、1371の1、1372、1372の1、字本谷下平口分1373、1373の1、1374から1377まで、1377の1、1378の2、1379の1、1380の1、1380の5、字桃ヶ谷上分1383の1、1383の2、1384から1386まで、1386の1、字足谷上側1411、1412の1、1412の2、字中谷上分1413の1、1413の2、1414から1423まで、1426、字中谷下分1424、1425、1427、1427の1、1428、1429、1429の1、1429の3、1430から1432まで、字ノホリ尾1433から1441まで、字北山1444、1445の1、1446の1、1448の1、1454、字森ヶ谷1458から1461まで、1463、1469、1470の1、大江字唐谷笹ヶナル1826の1、字和庄谷奥2103、2103の1、2104から2109まで、志子部字稗苅より白石迄647の1から647の3まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、船岡町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町落岩字東谷706の1、706の3、706の4、字中野707、708の1から708の9まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡家町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)